

岩手県高等学校体育連盟研究部規程

第1章 名称及び事務局

第1条 本部は岩手県高等学校体育連盟研究部と称する。

第2条 本部の事務局を岩手県立盛岡南高等学校内におく。

第2章 目的

第3条 本部は高等学校教育活動の一環として、岩手県高等学校体育連盟（以下「県高体連」という。）の目的を達成するため、高等学校体育の部活動、クラブ活動等に関する調査研究を行い、高等学校体育・スポーツの発展に寄与することを目的とする。

第3章 事業

第4条 本部は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 調査研究の指導、奨励 (2) 研究大会の主管 (3) その他本部の目的達成に必要な事項

第4章 組織

第5条 本部は県高体連を以って組織する。

第5章 役員

第6条 本部会に次の役員をおく。

(1) 部長 1名 (2) 副部長 若干名 (3) 委員長 1名

(4) 常任委員 若干名 (5) 委員 若干名

第7条 部長は事務局担当校の校長とし、副部長は部長が推薦し県高体連評議員会において承認を受けるものとする。

部長は本部会を代表し、会務を統轄する。副部長は部長を補佐し、部長事故あるときその職務を代行する。

(1) 委員は支部各1名及び部長指名若干名とする。

ただし、指名委員数は、支部選出委員の半数を超えないものとする。

(2) 委員長は事務局担当校から推薦し、常任委員会において承認する。

(3) 各専門部に研究部担当者をおく。

第8条 常任委員は委員会の議を経て、部長がこれを委嘱する。常任委員は常任委員会を構成し、委員会の決議に従い業務を執行するものとする。

第9条 役員任期は2年とし再任を妨げない。補欠によって就任した役員任期は残任期間とする。

第6章 会議

第10条 委員会は部長がこれを招集し、重要事項を審議する。

第11条 常任委員会は必要に応じて部長がこれを招集する。

第12条 緊急事項は常任委員会において審議し、決定事項は次の委員会に報告する。

第13条 委員会及び常任委員会は総員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。
ただし、委任状はこれを出席と認める。
会議の議決は過半数による。

第7章 会 計

第14条 本部の経費は県高体連の通常会計をもって充てる。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

平成10年4月1日一部改正